

令和 5 年

第 1 回 定 例

夕 張 市 議 会 議 案

令和 5 年 3 月 1 日 開 会

令和 5 年 3 月 2 2 日 閉 会

令和5年 第1回定例市議会付議案件名

- 議案第 1 号 夕張市財政再生計画の変更について
- 議案第 2 号 夕張市個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 3 号 夕張市情報公開条例の一部改正について
- 議案第 4 号 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 5 号 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 夕張市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 8 号 財産の取得について
- 議案第 9 号 財産の取得について
- 議案第 10 号 財産の取得について
- 議案第 11 号 財産の取得について
- 議案第 12 号 指定管理者の指定について
- 議案第 13 号 指定管理者の指定について
- 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 議案第 15 号 指定管理者の指定について
- 議案第 16 号 指定管理者の指定について
- 議案第 17 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 18 号 夕張市議会委員会条例の一部改正について
- 議案第 19 号 令和4年度夕張市一般会計補正予算
- 議案第 20 号 令和4年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
- 議案第 21 号 令和4年度夕張市水道事業会計補正予算
- 議案第 22 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 23 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 24 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 25 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 26 号 令和5年度夕張市一般会計予算
- 議案第 27 号 令和5年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- 議案第 28 号 令和5年度夕張市市場事業会計予算
- 議案第 29 号 令和5年度夕張市公共下水道事業会計予算
- 議案第 30 号 令和5年度夕張市介護保険事業会計予算
- 議案第 31 号 令和5年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- 議案第 32 号 令和5年度夕張市水道事業会計予算

議案第 33 号	夕張市職員給与条例の一部改正について
議案第 34 号	夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 35 号	夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
議案第 36 号	夕張市行政不服審査会条例の一部改正について
報告第 1 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 2 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 3 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 4 号	定期監査の結果について
報告第 5 号	財政的援助団体の監査結果について
決議案第 1 号	閉会中の所管事務調査について

議案第1号

夕張市財政再生計画の変更について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第9条第1項の規定により議会の議決を求める。

ただし、当該変更計画が効力を有する日は、同法第10条第6項の規定に基づき総務大臣に協議し、その同意を得た日とする。

令和5年3月1日提出

夕張市長 厚谷 司

（提案理由）

財政構造の健全化と財政基盤の確立を図り、もって地域の将来に向けて透明性の高い持続可能な財政構造の構築を目的とするため、財政再生計画の変更を行うものである。

財政再生計画書(令和4年度第6次(3月)及び令和5年度第1次(3月)変更後)

- 第1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析 : 変更前に同じ
 第2 計画期間 : 変更前に同じ
 第3 財政再生の基本方針 : 変更前に同じ
 第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額 : 別紙1のとおり変更する
 第5 歳入歳出年次総合計画
 1 一般会計等の実質収支
 (1) 一般会計 : 次のとおり変更する

(単位:千円)

区分	年度	計画初年度の前年度 (平成20年度)			財政再生計画を策定した年度 (初年度)			平成22年度 (第2年度)			平成23年度 (第3年度)			平成24年度 (第4年度)		
		歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
歳入																
1	地方税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108	
2	地方譲与税	86,053	86,053	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729	
3	地方交付税	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983	
4	国都道府県支出金	1,122,970	71,518	1,369,798	211,209	139,691	1,603,436	52,750	△ 158,459	1,577,868	24,894	△ 27,856	1,605,004	18,890	△ 6,004	
5	繰入金	26,159	10	86,977	0	△ 10	38,581	3,883	3,883	579,534	542,726	538,843	252,144	205,530	△ 337,196	
6	地方債	679,664	214,364	33,626,482	32,531,698	32,317,334	2,621,866	399,066	△ 32,132,632	1,022,374	272,674	△ 126,392	987,407	270,407	△ 2,267	
	うち再生振替特例債	0	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	0	0	△ 32,199,000	0	0	0	0	0	0	
7	その他	1,335,444	387,742	1,261,111	313,746	△ 73,996	1,783,741	762,422	448,676	1,785,971	849,449	87,027	1,683,256	955,478	106,029	
歳入計		8,682,748	6,192,145	42,040,230	38,752,515	32,560,370	12,400,922	7,571,419	△ 31,181,096	11,213,250	7,937,246	365,827	10,755,460	7,677,954	△ 259,292	
歳出																
1	人件費	725,413	630,671	784,593	718,811	88,140	837,634	757,256	38,445	871,807	802,768	45,512	858,193	772,219	△ 30,549	
2	物件費	674,765	518,139	623,203	434,195	△ 83,944	696,391	491,303	57,108	654,122	458,684	△ 32,619	606,599	455,082	△ 3,602	
3	維持補修費	340,741	174,526	423,972	223,510	48,984	406,235	173,913	△ 49,597	431,428	201,277	27,364	449,722	198,231	△ 3,046	
4	扶助費	1,283,403	316,850	1,133,882	362,850	46,000	1,322,851	375,564	12,714	1,385,663	398,774	23,210	1,425,330	397,533	△ 1,241	
5	建設事業費	992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,697,980	475,866	△ 744,609	1,138,082	166,716	△ 309,150	
	(1) 普通建設事業費	992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,679,993	475,266	△ 745,209	1,086,726	166,480	△ 308,786	
	(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	17,987	600	600	51,356	236	△ 364	
6	公債費	2,226,521	1,710,056	2,384,332	1,242,950	△ 467,106	3,539,627	1,722,701	479,751	1,917,844	1,521,666	△ 201,035	1,869,599	1,501,132	△ 20,534	
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	453,212	377,677	377,677	482,985	402,488	24,811	482,985	402,488	0	
7	繰出金	855,614	774,767	1,997,031	1,907,038	1,132,271	941,995	860,181	△ 1,046,857	921,766	843,500	△ 16,681	1,007,812	928,672	85,172	
8	その他	33,756,836	33,697,931	33,235,459	32,822,982	△ 874,949	1,717,241	1,443,576	△ 31,379,406	2,744,054	2,646,125	1,202,549	2,754,760	2,613,006	△ 33,119	
歳出計		40,855,888	38,365,285	41,584,088	38,296,373	△ 68,912	11,874,472	7,044,969	△ 31,251,404	10,624,664	7,348,660	303,691	10,110,097	7,032,591	△ 316,069	
歳入歳出差引額(A)		△ 32,173,140	△ 32,173,140	456,142	456,142	32,629,282	526,450	526,450	70,308	588,586	588,586	62,136	645,363	645,363	56,777	
翌年度へ繰越すべき財源(B)		26,326		31,425			9,134			713			38,600			
実質収支額(A)-(B)-(C)		△ 32,199,466		424,717			517,316			587,873			606,763			
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0		0			0			0			0			

第5 歳入歳出年次総合計画
1 一般会計等の実質収支
(1) 一般会計

(単位:千円)

区 分	平成25年度 (第5年度)			平成26年度 (第6年度)			平成27年度 (第7年度)			平成28年度 (第8年度)			平成29年度 (第9年度)				
	歳 入	歳 入 額	一般財源の 前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額		
1 地 方 税		859,159	859,159	△ 30,673	855,247	855,247	△ 3,912	837,670	837,670	△ 17,577	827,966	827,966	△ 9,704	914,412	914,412	86,446	
2 地 方 譲 与 税		67,614	67,614	△ 3,836	63,959	63,959	△ 3,655	66,798	66,798	2,839	52,956	52,956	△ 13,842	52,526	52,526	△ 430	
3 地 方 交 付 税		5,284,618	5,284,618	18,251	5,129,740	5,129,740	△ 154,878	5,120,321	5,120,321	△ 9,419	4,979,225	4,979,225	△ 141,096	4,946,234	4,946,234	△ 32,991	
4 国 都 道 府 県 支 出 税		1,785,806	1,785,806	△ 202	2,156,921	2,156,921	17,722	1,774,914	1,774,914	94,748	1,874,966	1,874,966	△ 100,839	1,923,799	1,923,799	26,102	
5 繰 入 金		946,193	946,193	684,106	1,565,648	1,565,648	596,416	1,055,640	1,055,640	△ 627,132	1,299,703	1,299,703	246,805	248,533	248,533	△ 1,105,592	
6 地 方 債		811,000	811,000	3,793	1,289,879	1,289,879	△ 18,621	809,143	809,143	9,864	1,505,309	1,505,309	△ 88,034	1,042,075	1,042,075	△ 2,834	
うち再生振替特例債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 そ の 他		1,706,575	1,706,575	19,604	1,813,828	1,813,828	107,194	2,090,797	2,090,797	1,165,194	2,696,247	2,696,247	394,817	2,353,872	2,353,872	△ 230,563	
歳 入 計		11,460,965	11,460,965	691,043	12,875,222	12,875,222	540,266	11,755,283	11,755,283	△ 463,759	13,236,372	13,236,372	288,107	11,481,451	11,481,451	△ 1,259,862	
歳 出		歳 出 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の 前年度対比増減額	
1 人 件 費		841,813	766,993	△ 5,226	872,094	872,094	21,447	1,031,858	1,031,858	109,730	976,671	976,671	△ 40,251	999,893	999,893	21,459	
2 物 件 費		650,164	479,004	23,922	642,030	642,030	△ 22,174	917,015	917,015	523,955	67,125	843,601	493,353	△ 30,602	933,235	543,086	49,733
3 維 持 補 修 費		394,862	184,814	△ 13,417	405,561	405,561	△ 6,564	352,106	352,106	144,864	△ 33,386	365,441	171,105	26,241	507,040	271,045	99,940
4 扶 助 費		1,446,986	436,538	39,005	1,450,684	1,450,684	△ 40,561	1,407,233	1,407,233	345,285	△ 50,692	1,624,522	424,929	79,644	1,362,738	351,324	△ 73,605
5 建 設 事 業 費		1,116,443	234,547	67,831	1,811,922	1,811,922	△ 145,959	731,386	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008
(1) 普 通 建 設 事 業 費		1,086,397	214,478	47,998	1,811,922	1,811,922	△ 125,890	731,386	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008
(2) 災 害 復 旧 事 業 費		30,046	20,069	19,833	0	0	△ 20,069	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 公 債 費		3,893,627	3,551,934	2,050,802	3,867,327	3,867,327	△ 25,040	3,677,144	3,677,144	3,412,584	△ 114,310	3,694,560	3,441,595	29,011	3,314,621	3,062,172	△ 379,423
うち再生振替特例債		2,558,450	2,479,250	2,076,762	2,558,449	2,558,449	5,227	2,558,450	2,558,450	2,489,784	5,307	2,558,449	2,495,169	5,385	2,558,449	2,500,637	5,468
7 繰 出 金		911,580	831,627	△ 97,045	974,843	974,843	53,230	928,308	928,308	823,997	△ 60,860	947,681	846,723	22,726	829,132	728,697	△ 118,026
8 そ の 他		1,551,794	1,229,844	△ 1,383,162	2,172,157	2,172,157	680,979	1,830,494	1,830,494	1,348,229	△ 562,594	2,875,359	1,529,634	181,405	1,859,968	1,259,621	△ 270,013
歳 出 計		10,807,269	7,715,301	682,710	12,196,618	12,196,618	8,230,659	515,358	10,875,544	7,565,765	△ 664,894	12,334,145	7,831,384	265,619	11,196,159	7,188,457	△ 642,927
歳入歳出差引額 (A)		653,696	653,696	8,333	678,604	678,604	24,908	879,739	879,739	201,135	902,227	902,227	22,488	285,292	285,292	△ 616,935	
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)		28			2,374			13,175			40			0			
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		653,668			676,230			866,564			902,187			285,292			
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		0			0			0			0			0			

第5 歳入歳出年次総合計画
 1 一般会計等の実質収支
 (1) 一般会計

(単位:千円)

区 分	平成30年度 (第10年度)			令和元年度 (第11年度)			令和2年度 (第12年度)			令和3年度 (第13年度)			令和4年度 (第14年度)		
	歳 入	歳 入 額	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
1 地 方 税	928,303	928,303	13,891	921,776	921,776	△ 6,527	860,659	860,659	△ 61,117	900,649	900,649	39,990	809,580	809,580	15,367
2 地 方 譲 与 税	52,969	52,969	443	54,733	54,733	1,764	56,777	56,777	2,044	57,591	57,591	814	46,644	46,644	△ 4,411
3 地 方 交 付 税	4,774,251	4,774,251	△ 171,983	4,817,894	4,817,894	43,643	4,942,168	4,942,168	124,274	5,306,133	5,306,133	363,965	4,970,717	4,970,717	259,427
4 国 都 道 府 県 支 出 税	1,745,117	58,547	2,126	1,672,895	25,836	△ 32,711	2,701,475	442,834	416,998	2,300,647	189,846	△ 252,988	3,358,316	246,157	113,372
5 繰 入 金	422,406	0	△ 133	760,475	381,343	381,343	783,035	300,000	△ 81,343	746,409	268,156	△ 31,844	1,142,582	562,061	△ 132,178
6 地 方 債	968,781	171,781	△ 2,794	1,125,632	130,232	△ 41,549	1,040,037	135,337	5,105	672,613	163,113	27,776	1,469,409	42,609	△ 120,504
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 そ の 他	2,416,604	673,554	△ 655,894	1,958,133	577,829	△ 95,725	1,793,436	949,734	371,905	1,522,344	630,978	△ 318,756	1,875,169	964,450	337,606
歳 入 計	11,308,431	6,659,405	△ 814,344	11,311,538	6,909,643	250,238	12,177,587	7,687,509	777,866	11,506,386	7,516,466	△ 171,043	13,672,417	7,642,218	468,679
歳 出	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
1 人 件 費	1,007,603	875,591	△ 3,787	1,093,270	972,357	96,766	1,127,751	994,809	22,452	1,300,984	1,152,545	157,736	1,302,757	1,145,292	△ 83,016
2 物 件 費	882,333	468,285	△ 74,801	971,510	465,698	△ 2,587	1,233,094	637,630	171,932	1,328,587	599,413	△ 38,217	1,458,961	724,074	57,994
3 維 持 補 修 費	440,239	220,791	△ 50,254	435,353	186,176	△ 34,615	319,245	205,315	19,139	311,672	193,762	△ 11,553	369,559	247,793	32,302
4 扶 助 費	1,302,016	351,595	271	1,297,032	334,792	△ 16,803	1,337,974	364,216	29,424	1,578,972	358,169	△ 6,047	1,664,696	434,327	9,347
5 建 設 事 業 費	1,240,818	78,322	△ 14,812	1,784,676	148,124	69,802	1,124,020	104,109	△ 44,015	749,241	88,230	△ 15,879	2,767,512	39,568	△ 29,720
(1) 普 通 建 設 事 業 費	1,235,090	76,873	△ 16,261	1,782,678	148,026	71,153	1,124,020	104,109	△ 43,917	749,241	88,230	△ 15,879	2,763,465	39,411	△ 28,717
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	5,728	1,449	1,449	1,998	98	△ 1,351	0	0	△ 98	0	0	0	4,047	157	△ 1,003
6 公 債 費	3,397,640	3,128,627	66,455	3,408,259	3,131,552	2,925	3,432,376	3,168,551	36,999	3,495,434	3,243,435	74,884	3,513,106	3,222,664	△ 23,402
うち再生振替特例債	2,558,449	2,506,186	5,549	2,558,449	2,511,819	5,633	2,558,450	2,517,538	5,719	2,558,450	2,523,342	5,804	2,558,450	2,529,234	5,891
7 繰 出 金	799,027	705,498	△ 23,199	754,815	667,219	△ 38,279	775,623	680,070	12,851	800,724	701,858	21,788	831,814	729,835	△ 18,692
8 そ の 他	2,153,573	745,514	△ 514,107	990,489	427,591	△ 317,923	2,344,940	1,050,245	622,654	1,138,333	526,815	△ 523,430	1,764,012	1,098,665	523,866
歳 出 計	11,223,249	6,574,223	△ 614,234	10,735,404	6,333,509	△ 240,714	11,695,023	7,204,945	871,436	10,703,947	6,864,227	△ 340,718	13,672,417	7,642,218	468,679
歳入歳出差引額 (A)	85,182	85,182	△ 200,110	576,134	576,134	490,952	482,564	482,564	△ 93,570	802,439	652,239	169,675	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源(B)	85			10			238,332			156,856			0		
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)	85,097			576,124			244,232			645,583			0		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0			0			0			0			0		

第5 歳入歳出年次総合計画
 1 一般会計等の実質収支
 (1) 一般会計

(単位:千円)

区 分	令和10年度 (第20年度)			令和11年度 (第21年度)		
	歳 入	歳 入 額	一 般 財 源 一般財源の前年 度対比増減額	歳 入	歳 入 額	一 般 財 源 一般財源の前年 度対比増減額
1 地 方 税		642,599	642,599 △ 13,917	629,149	629,149	△ 13,450
2 地 方 譲 与 税		57,416	57,416 0	57,416	57,416	0
3 地 方 交 付 税		4,588,185	4,588,185 △ 28,100	4,542,132	4,542,132	△ 46,053
4 国 都 道 府 県 支 出 金		1,530,481	1,530,481 0	1,492,136	1,492,136	0
5 繰 入 金		77,038	77,038 0	77,013	77,013	0
6 地 方 債		639,500	639,500 0	683,900	683,900	0
うち再生振替特例債		0	0 0	0	0	0
7 そ の 他		777,109	777,109 △ 8,224	763,770	763,770	△ 12,119
歳 入 計		8,312,328	8,312,328 △ 50,241	8,245,516	8,245,516	△ 71,622
歳 出		歳 出 額	一 般 財 源 一般財源の前年 度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年 度対比増減額
1 人 件 費		1,260,462	1,260,462 82,451	1,227,906	1,227,906	△ 26,680
2 物 件 費		740,673	740,673 △ 12,258	724,282	724,282	△ 9,411
3 維 持 補 修 費		398,997	398,997 1,270	396,191	396,191	△ 1,854
4 扶 助 費		1,488,563	1,488,563 △ 5,529	1,471,569	1,471,569	△ 4,637
5 建 設 事 業 費		879,195	879,195 △ 18,772	906,898	906,898	△ 5,097
(1) 普 通 建 設 事 業 費		879,195	879,195 △ 18,772	906,898	906,898	△ 5,097
(2) 災 害 復 旧 事 業 費		0	0 0	0	0	0
6 公 債 費		1,038,450	1,038,450 △ 19,793	987,639	987,639	△ 50,871
うち再生振替特例債		0	0 0	0	0	0
7 繰 出 金		828,530	828,530 △ 8,195	827,734	827,734	△ 652
8 そ の 他		1,677,458	1,677,458 △ 69,415	1,703,297	1,703,297	27,580
歳 出 計		8,312,328	8,312,328 △ 50,241	8,245,516	8,245,516	△ 71,622
歳入歳出差引額 (A)		0	0 0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		0	0 0	0	0	0
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		0	0 0	0	0	0
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		0	0 0	0	0	0

(2) 特別会計(特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの) : 変更前に同じ

(3) 一般会計等の実質収支 : 次のとおり変更する

(単位:千円)

年 度 区 分	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
歳入歳出差引額 (A)	△ 32,173,140	456,142	526,450	588,586	645,363	653,696	678,604	879,739
翌年度へ繰越すべき財源(B)	26,326	31,425	9,134	713	38,600	28	2,374	13,175
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)	△ 32,199,466	424,717	517,316	587,873	606,763	653,668	676,230	866,564
(C)のうち地方自治法第233条の2の 規定による基金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 赤 字 比 率 (%)	703.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特例債を発行しなかつ た場合の実質赤字比率	703.60	677.85	616.89	613.86	581.02	555.69	548.37	511.38

(3) 一般会計等の実質収支

(単位:千円)

年 度 区 分	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)
歳入歳出差引額 (A)	902,227	285,292	85,182	576,134	482,564	802,439	0	0
翌年度へ繰越すべき財源(B)	40	0	85	10	238,332	156,856	0	0
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)	902,187	285,292	85,097	576,124	244,232	645,583	0	0
(C)のうち地方自治法第233条の2の 規定による基金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 赤 字 比 率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特例債を発行しなかつ た場合の実質赤字比率	495.36	455.15	410.75	358.77	294.64	233.93	209.75	151.51

(3) 一般会計等の実質収支

(単位:千円)

年 度 区 分	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
歳入歳出差引額 (A)	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰越すべき財源(B)	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)	0	0	0	0	0	0
(C)のうち地方自治法第233条の2の 規定による基金繰入額	0	0	0	0	0	0
実 質 赤 字 比 率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特例債を発行しなかつ た場合の実質赤字比率	107.11	53.48	0.00	0.00	0.00	0.00

3 実質公債費比率：次のとおり変更する

(単位:千円)

年 度 区 分	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
(1) 地方債の元利償還金	2,058,218	1,590,811	2,299,746	2,046,422	1,996,152	3,993,298	3,953,339	3,746,089
(2) 準元利償還金	746,779	716,442	1,244,634	613,880	273,915	269,766	262,554	250,954
(3) 元利償還金又は準元利償還 金に充てられる特定財源	498,151	417,705	484,299	435,539	403,609	376,308	375,533	298,263
(4) 算入公債費及び算入準公債 費の額	611,539	599,341	603,916	600,982	594,266	581,368	604,164	533,223
(5) 標準財政規模	4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135

(単位:%)

(6) 実質公債費比率(単年度)	42.8	31.6	54.1	37.2	29.0	75.6	78.4	74.9
(7) 実質公債費比率 (3か年の平均)	42.1	36.8	42.8	40.9	40.0	47.2	61.0	76.3

3 実質公債費比率

(単位:千円)

年 度 区 分	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)
(1) 地方債の元利償還金	3,730,177	3,314,621	3,397,639	3,407,651	3,432,375	3,495,433	3,576,183	3,470,368
(2) 準元利償還金	242,828	233,306	221,889	284,930	280,390	277,100	250,551	250,438
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	288,536	288,104	313,542	321,061	306,574	294,716	313,345	311,743
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額	543,108	527,623	584,166	596,859	638,705	690,669	729,061	717,353
(5) 標準財政規模	4,606,486	4,527,509	4,470,396	4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,470,465	4,689,752
(6) 実質公債費比率(単年度)	77.3	68.3	70.0	71.4	68.6	65.0	71.6	67.8
(7) 実質公債費比率(3か年の平均)	76.8	73.5	71.8	69.9	70.0	68.3	71.7	68.0

3 実質公債費比率

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
(1) 地方債の元利償還金	3,661,424	3,730,259	3,719,153	1,062,444	1,038,450	987,639
(2) 準元利償還金	249,099	248,980	248,787	248,407	248,281	248,132
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	277,210	323,133	253,476	242,866	237,719	231,407
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額	761,187	803,422	764,185	674,427	640,066	589,192
(5) 標準財政規模	4,482,658	4,516,763	4,351,032	4,158,658	4,117,893	4,059,645
(6) 実質公債費比率(単年度)	77.2	76.8	82.3	11.3	11.8	12.0
(7) 実質公債費比率(3か年の平均)	72.1	73.9	78.7	56.7	35.1	11.6

4 将来負担比率：次のとおり変更する

(単位：千円)

年 度 区 分	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
(1) 一般会計等に係る地方債の 現在高	13,270,250	45,014,739	44,619,420	44,254,106	43,888,609	41,322,711	39,260,732	36,843,917
(2) 債務負担行為に基づく支出 予定額	5,151,858	4,299,046	2,847,855	2,076,963	1,661,577	1,246,191	830,805	415,419
(3) 一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充てる ための一般会計等からの繰入 れ見込額	1,839,546	1,829,396	1,759,531	1,655,061	1,515,477	1,435,316	1,318,469	1,186,289
(4) 組合又は地方開発事業団が 起こした地方債の償還に係る 地方公共団体の負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	695,505	580,884	875,792	920,325	967,860	1,012,861	1,090,308	1,002,470
(6) 設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	1,627,314	1,351,926	1,098,469	779,583	293,830	0	0	0
(7) 連結実質赤字額	32,294,035	0	0	0	0	0	0	0
(8) 組合等の連結実質赤字額に 係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 地方債の償還額等に充当可 能な基金の残高の合計額	272,617	265,787	1,208,339	2,853,400	4,698,299	4,578,508	4,606,710	4,590,165
(10) 地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入	3,005,074	2,649,185	2,335,594	2,242,389	2,173,353	2,157,853	1,956,025	2,088,478
(11) 地方債の償還等に要する経 費として基準財政需要額に算入 されることが見込まれる額	5,449,187	5,552,232	5,783,431	5,661,001	5,606,245	5,577,773	6,037,625	6,066,914
(12) 標準財政規模	4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135
(13) 算入公債費及び算入準公 債費の額	611,539	599,341	603,916	600,982	594,266	581,368	604,164	533,223
(単位：%)								
(14) 将来負担比率	1,164.0	1,091.1	922.5	891.3	816.1	748.7	724.4	632.4

4 将来負担比率

(単位:千円)

年 度 区 分	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)
(1) 一般会計等に係る地方債の 現在高	35,105,607	33,272,760	31,226,299	29,291,313	27,210,091	24,648,691	22,983,959	20,623,595
(2) 債務負担行為に基づく支出 予定額	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充てる ための一般会計等からの繰入 れ見込額	1,163,408	1,045,871	929,791	1,383,075	1,797,533	2,186,274	824,790	837,957
(4) 組合又は地方開発事業団が 起こした地方債の償還に係る 地方公共団体の負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	1,050,386	1,047,676	1,104,559	1,078,341	1,100,187	990,404	1,140,336	1,146,755
(6) 設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 連結実質赤字額	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 組合等の連結実質赤字額に 係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 地方債の償還額等に充当可 能な基金の残高の合計額	4,598,070	5,897,104	7,200,030	7,171,316	7,499,011	7,383,123	6,595,074	5,942,583
(10) 地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入	2,177,057	2,239,276	2,293,668	2,278,048	2,147,256	2,020,472	2,449,174	2,485,971
(11) 地方債の償還等に要する経 費として基準財政需要額に算入 されることが見込まれる額	6,396,552	6,579,313	6,659,350	6,768,518	6,901,239	6,670,840	4,669,186	4,106,464
(12) 標準財政規模	4,606,486	4,527,509	4,470,396	4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,530,339	4,689,752
(13) 算入公債費及び算入準公 債費の額	543,108	527,623	584,166	596,859	638,705	690,669	729,061	717,353
(14) 将来負担比率	594.2	516.2	440.2	399.7	336.0	274.0	295.5	253.5

4 将来負担比率

(単位:千円)

年 度 区 分	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
(1) 一般会計等に係る地方債の 現在高	16,765,698	13,402,360	10,091,521	9,584,926	9,278,279	9,063,805
(2) 債務負担行為に基づく支出 予定額	0	0	0	0	0	0
(3) 一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充てる ための一般会計等からの繰入 れ見込額	749,023	704,642	649,407	605,781	567,301	533,746
(4) 組合又は地方開発事業団が 起こした地方債の償還に係る 地方公共団体の負担見込額	0	0	0	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	1,147,381	1,144,302	1,104,295	1,156,422	1,143,641	1,158,034
(6) 設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0
(7) 連結実質赤字額	0	0	0	0	0	0
(8) 組合等の連結実質赤字額に 係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0
(9) 地方債の償還額等に充当可 能な基金の残高の合計額	2,551,876	1,853,556	867,462	2,265,134	3,606,107	4,974,832
(10) 地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入	2,468,193	2,468,371	2,417,110	2,361,721	2,301,461	2,231,373
(11) 地方債の償還等に要する経 費として基準財政需要額に算入 されることが見込まれる額	3,566,082	3,059,106	2,583,418	2,365,427	2,326,411	2,348,453
(12) 標準財政規模	4,482,658	4,516,763	4,351,032	4,158,658	4,117,893	4,059,645
(13) 算入公債費及び算入準公 債費の額	761,187	803,422	764,185	674,427	640,066	589,192
(14) 将来負担比率	270.7	211.9	166.6	124.9	79.2	34.6

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額 : 変更前に同じ

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し : 次のとおり変更する

(単位:%)

年 度	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
健全化判断比率								
実質赤字比率	703.60 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (14.91)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)
連結実質赤字比率	705.67 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (19.91)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)
実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	42.8 (25.0)	40.9 (25.0)	40.0 (25.0)	47.2 (25.0)	61.0 (25.0)	76.3 (25.0)
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	922.5 (350.0)	891.3 (350.0)	816.1 (350.0)	748.7 (350.0)	724.4 (350.0)	632.4 (350.0)

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

年 度	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)
健全化判断比率								
実質赤字比率	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00	0.00
連結実質赤字比率	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00	0.00
実質公債費比率	76.8 (25.0)	73.5 (25.0)	71.8 (25.0)	69.9 (25.0)	70.0 (25.0)	68.3 (25.0)	71.7	68.0
将来負担比率	594.2 (350.0)	516.2 (350.0)	440.2 (350.0)	399.7 (350.0)	336.0 (350.0)	274.0 (350.0)	295.5	253.5

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

年 度	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
健全化判断比率						
実質赤字比率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
連結実質赤字比率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
実質公債費比率	72.1	73.9	78.7	56.7	35.1	11.6
将来負担比率	270.7	211.9	166.6	124.9	79.2	34.6

第8 その他財政の再生に必要な事項 : 変更前に同じ

【別紙1】

◆ 計画本文

- 1 令和5年度第1次(3月)変更において、給与月額削減率の改定を行う予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

<「第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容>

【変更前】

- 1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1)人件費

イ 一般職給与の削減

(略)

- ・ 給料月額は7%削減とする。

(略)

【変更後】

(略)

- ・ 給料月額は5%削減とする。

(略)

夕張市財政再生計画の変更（令和4年度第6次（3月）変更）概要について

1 令和4年度計画変更（一般会計）

(1) 歳入総額 561,752千円

＜主な事項＞

(単位：千円)

項 目	増減額	内 容
国道支出金	336,676 (国庫支出金 334,766) (道支出金 1,910)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ・出産・子育て応援交付金（国庫支出金） ・都市構造再編集集中支援事業費補助金の増 ・出産・子育て応援交付金（道支出金） ・地域づくり総合交付金の増
繰入金	△357,664	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金繰入金の減 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金の減 ・石勝線代替輸送確保基金繰入金の減 ・森林環境譲与税基金繰入金の減
地方債	250,800	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所建設事業債（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債） ・過疎対策事業債（ソフト事業分）の増 ・模擬坑道復旧事業債（火災復旧事業債）
その他	331,940	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張まちづくり寄附金の増 ・まち・ひと・しごと創生寄附金の増

(2) 歳出総額 561,752千円

＜主な事項＞

(単位：千円)

項 目	増減額	内 容
人件費	14,989	<ul style="list-style-type: none"> ・普通退職者に係る退職手当の増
物件費	10,247	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎管理に係る光熱水費の増 ・ふるさと納税システム等利用料の増 ・拠点複合施設管理に係る光熱水費の増 ・出産・子育て応援事業に係る事務経費 ・中学校維持管理に係る光熱水費の増 ・不用市有物件除却について、地方債から一般財源へ財源振替 ・ズリ山管理について、一般財源から地方債へ財源振替 ・夕張高校魅力化事業について、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替 ・高齢者住宅福祉除雪について、一般財源及び幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替 ・スクールバス予約システムについて、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金からまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替 ・公共交通利用実態調査について、石勝線代替輸送確保基金繰入金から国庫支出金へ財源振替 ・学童クラブ感染症対策について、一般財源から国庫支出金へ財源振替 ・有害鳥獣駆除について、一般財源から道支出金へ財源振替 ・共同浴場管理について、一般財源から地方債へ財源振替 ・森林活用型地域人材育成事業について、森林環境譲与税基金繰入金からまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替

項 目	増減額	内 容
物件費(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> ・老朽市営住宅除却について、地方債から一般財源へ財源振替 ・防災ハザードマップ作成について、一般財源及び幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から道支出金へ財源振替 ・スクールバス運営について、一般財源及び幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替 ・児童・生徒通学安全対策について、一般財源から地方債へ財源振替
維持補修費	30,717	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉会館非常用放送設備等取替工事に係る経費 ・拠点複合施設管理に係る修繕費の増 ・市道除雪経費の増 ・ズリ山管理について、一般財源から地方債へ財源振替 ・シルバー専用住宅管理について、一般財源から地方債へ財源振替 ・石炭博物館管理経費について、一般財源から地方債へ財源振替
扶助費	0	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者公共交通利用負担軽減について、一般財源及び幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替 ・緊急通報システム運用について、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替
建設事業費	186,700	<ul style="list-style-type: none"> ・市立診療所等移転改築に係る工事費の増 ・石炭博物館模擬坑道復旧に係る工事費の増 ・市立診療所等移転改築について、一般財源からまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替 ・石炭博物館模擬坑道復旧について、一般財源から道支出金及び地方債へ財源振替
繰出金	△11,064	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業会計繰出金の減
その他	330,163	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張まちづくり寄付金(『ふるさと納税』)を幸福の黄色いハンカチ基金へ積立てる経費の増 ・出産・子育て応援事業に係る給付費 ・石炭博物館模擬坑道排水ポンプ電気料の増による負担金の増 ・国庫支出金過年度過誤納還付金の増 ・炭鉄港推進協議会負担金について、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替 ・夕張市チャレンジ事業(創業支援補助・資格取得補助)について、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から一般財源へ財源振替 ・夕張高校魅力化事業について、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金からまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替 ・結婚新生活支援事業について、一般財源から地方債へ財源振替 ・じん臓機能障害者通院移送支援について、一般財源及び幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替 ・地域間幹線系統確保維持費補助について、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から一般財源へ財源振替 ・保育協会運営費補助について、一般財源から地方債へ財源振替 ・保育対策総合支援事業費補助について、一般財源から国庫支出金へ財源振替 ・休日・夜間救急医療体制補助について、一般財源から地方債へ財源振替

項 目	増減額	内 容
その他（つづき）		<ul style="list-style-type: none"> ・初期救急確保対策について、一般財源及び幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替 ・市立診療所負担金について、一般財源から地方債へ財源振替 ・水田遊休地有効利用対策事業費補助について、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から地方債へ財源振替 ・石炭博物館管理経費について、一般財源から地方債へ財源振替

夕張市財政再生計画の変更（令和5年度第1次（3月）変更）概要について

1 令和5年度計画変更（一般会計）

(1) 歳入総額 1,703,127千円

＜主な事項＞

(単位：千円)

項 目	増減額	内 容
地方税	157,449	・令和4年度決算見込の状況等に基づき算定した地方税収入の増
地方譲与税	△14,738	・令和4年度決算見込の状況及び令和5年度地方財政計画を参考に算定した地方譲与税収入の減
地方交付税	△19,133	・普通交付税から臨時財政対策債分を除いたことによる減
国道支出金	222,930 (国庫支出金 294,128) (道支出金 △71,198)	・都市構造再編集中支援事業費補助金、文化財保存事業費関係補助金に係る国庫支出金等の増など ・障害者自立支援給付費負担金、合板・製材生産性強化対策事業補助金に係る道支出金の減など
繰入金	614,944	・財政調整基金、幸福の黄色いハンカチ基金及び石勝線代替輸送確保基金等の各種基金からの繰入の増など
地方債	789,100	・診療所建設事業債、模擬坑道復旧事業債及び臨時財政対策債等の増 ・公営住宅建設事業債等の減など
その他	△47,425	・まち・ひと・しごと創生寄附金等の増 ・公営、賃貸住宅使用料等の減など

(2) 歳出総額 1,703,127千円

＜主な事項＞

(単位：千円)

項 目	増減額	内 容
人件費	61,263	・職員の給与削減緩和に伴う給料等の増 ・会計年度任用職員に係る給料、職員手当及び共済費の増 ・職員退職手当の減など
物件費	774,931	・ふるさと納税を通じた寄附者への特産品送付委託料の増 ・市営住宅管理業務委託料の増 ・老朽住宅除却工事の増 ・市立診療所移転業務等委託料の増 ・橋梁長寿命化修繕計画点検委託料の減など
維持補修費	△95,018	・市営住宅修繕経費の減 ・市営住宅管理に係る浄化槽保守委託料の減など
扶助費	△144,124	・施設型給付費の増 ・障害福祉サービス給付費の減など
建設事業費	1,047,904 (補助 682,930) (単独 364,974)	・市立診療所・介護医療院建設に係る工事費の増 ・石炭博物館模擬坑道復旧に係る工事費の増 ・清水沢橋架替工事に係る経費の増 ・市営住宅改善(長寿命化・居住性向上)工事に係る経費の減など
公債費	△110,217	・令和3年度及び4年度借入に係る地方債利子償還額の減など
繰出金	△35,583	・介護保険事業会計繰出金の増 ・後期高齢者医療給付費負担金の減 ・公共下水道事業会計繰出金の減など
その他	203,971	・水道事業会計への高料金対策に係る補助の増 ・夕張支線代替輸送運営費等補助の増 ・地域再生整備事業に係る子育て世帯向け住宅取得等助成金の減など

2 財政再生計画本文の変更

令和5年度第1次(3月)変更において、給与月額削減率の改定を行う予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

「第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容(令和5年度第1次(3月)変更後)

現 行	改 正 後
1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画 (1) 人件費 イ 一般職給与の削減 (略) ・ 給料月額は7%削減とする。 (略)	1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画 (1) 人件費 イ 一般職給与の削減 (略) ・ 給料月額は5%削減とする。 (略)

第5 歳入歳出年次総合計画(令和4年度第6次(3月)変更後)

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

区 分	年 度	令和4年度(第14年度)					
		5次(12月)変更後		6次(3月)変更後		増減(6次-5次)	
歳 入		歳 入 額	一 般 財 源	歳 入 額	一 般 財 源	歳 入 額	一 般 財 源
1 地 方 税		809,580	809,580	809,580	809,580	0	0
2 地 方 譲 与 税		46,644	46,644	46,644	46,644	0	0
3 地 方 交 付 税		4,970,717	4,970,717	4,970,717	4,970,717	0	0
4 国 都 道 府 県 支 出 金		3,021,640	11,075	3,358,316	246,157	336,676	235,082
5 繰 入 金		1,500,246	850,103	1,142,582	562,061	△ 357,664	△ 288,042
6 地 方 債		1,218,609	42,609	1,469,409	42,609	250,800	0
うち再生振替特例債		0	0	0	0	0	0
7 そ の 他		1,543,229	964,450	1,875,169	964,450	331,940	0
歳 入 計		13,110,665	7,695,178	13,672,417	7,642,218	561,752	△ 52,960
歳 出		歳 出 額	一 般 財 源	歳 出 額	一 般 財 源	歳 出 額	一 般 財 源
1 人 件 費		1,287,768	1,130,303	1,302,757	1,145,292	14,989	14,989
2 物 件 費		1,448,714	728,494	1,458,961	724,074	10,247	△ 4,420
3 維 持 補 修 費		338,842	226,924	369,559	247,793	30,717	20,869
4 扶 助 費		1,664,696	434,494	1,664,696	434,327	0	△ 167
5 建 設 事 業 費		2,580,812	101,968	2,767,512	39,568	186,700	△ 62,400
(1) 普通建設事業費		2,576,765	101,811	2,763,465	39,411	186,700	△ 62,400
(2) 災害復旧事業費		4,047	157	4,047	157	0	0
6 公 債 費		3,513,106	3,222,664	3,513,106	3,222,664	0	0
うち再生振替特例債		2,558,450	2,529,234	2,558,450	2,529,234	0	0
7 繰 出 金		842,878	740,899	831,814	729,835	△ 11,064	△ 11,064
8 そ の 他		1,433,849	1,109,432	1,764,012	1,098,665	330,163	△ 10,767
歳 出 計		13,110,665	7,695,178	13,672,417	7,642,218	561,752	△ 52,960
歳入歳出差引額 (A)		0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		0		0		0	
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		0		0		0	
(C)のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0		0		0	

第5 歳入歳出年次総合計画(令和5年度第1次(3月)変更後)

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

区 分	年 度	令和5年度(第15年度)					
		5次(12月)変更後		1次(3月)変更後		増減(1次-5次)	
歳 入		歳 入 額	一 般 財 源	歳 入 額	一 般 財 源	歳 入 額	一 般 財 源
1 地 方 税		755,182	755,182	912,631	912,631	157,449	157,449
2 地 方 譲 与 税		57,416	57,416	42,678	42,678	△ 14,738	△ 14,738
3 地 方 交 付 税		4,985,925	4,985,925	4,966,792	4,966,792	△ 19,133	△ 19,133
4 国 都 道 府 県 支 出 金		1,644,589	11,186	1,867,519	11,271	222,930	85
5 繰 入 金		659,157	355,936	1,274,101	681,313	614,944	325,377
6 地 方 債		297,000	0	1,086,100	26,000	789,100	26,000
うち再生振替特例債		0	0	0	0	0	0
7 そ の 他		905,761	373,229	858,336	379,714	△ 47,425	6,485
歳 入 計		9,305,030	6,538,874	11,008,157	7,020,399	1,703,127	481,525
歳 出		歳 出 額	一 般 財 源	歳 出 額	一 般 財 源	歳 出 額	一 般 財 源
1 人 件 費		1,211,603	1,082,588	1,272,866	1,118,979	61,263	36,391
2 物 件 費		799,883	508,245	1,574,814	973,956	774,931	465,711
3 維 持 補 修 費		401,706	235,659	306,688	227,687	△ 95,018	△ 7,972
4 扶 助 費		1,581,734	460,095	1,437,610	416,849	△ 144,124	△ 43,246
5 建 設 事 業 費		501,846	31,442	1,549,750	50,618	1,047,904	19,176
(1) 普通建設事業費		501,846	31,442	1,549,750	50,618	1,047,904	19,176
(2) 災害復旧事業費		0	0	0	0	0	0
6 公 債 費		3,580,586	3,341,167	3,470,369	3,224,209	△ 110,217	△ 116,958
うち再生振替特例債		2,558,450	2,535,215	2,558,450	2,535,215	0	0
7 繰 出 金		854,986	763,237	819,403	713,460	△ 35,583	△ 49,777
8 そ の 他		372,686	116,441	576,657	294,641	203,971	178,200
歳 出 計		9,305,030	6,538,874	11,008,157	7,020,399	1,703,127	481,525
歳入歳出差引額 (A)		0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		0		0		0	
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		0		0		0	
(C)のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0		0		0	

■健全化判断比率の変更

(単位:%)

年度	区分	5次(12月)変更後	1次(3月)変更後	増減(1次-5次)
令和4年度	将来負担比率	313.3	295.5	△ 17.8
令和5年度	実質公債費比率	73.9	68.0	△ 5.9
	将来負担比率	325.3	253.5	△ 71.8
令和6年度	実質公債費比率	74.6	72.1	△ 2.5
令和7年度	実質公債費比率	76.3	73.9	△ 2.4

議案第 2 号

夕張市個人情報保護法施行条例の制定について

夕張市個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(個人情報取扱事務登録簿)

第 3 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の種類
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 実施機関が法第 75 条第 1 項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務
 - (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- 4 実施機関は、第 2 項の規定により登録した登録簿に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は当該個人情報取扱事務に係る個人情報ファイル簿を法第 75 条第 1 項の規定により作成したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
(開示請求に係る手数料)

第 4 条 法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

- 2 法第 87 条第 1 項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用の負担額を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第 5 条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 6 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(運用の状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、各実施機関の法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(夕張市個人情報保護条例の廃止)

第2条 夕張市個人情報保護条例(平成14年条例第9号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた者に係る旧条例第11条第5項の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項、第2項(旧条例第18条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第3項、第18条第1項又は第22条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下この項において「旧条例による個人情報の開示等」という。)並びに旧条例による個人情報の開示等に係る処分に対する審査請求については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から本市が保有する個人情報については同法が適用になることから、本市の個人情報保護に関し必要な事項を定めるため、本案のとおり条例を制定しようとするものである。

議案第3号

夕張市情報公開条例の一部改正について

夕張市情報公開条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月1日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市情報公開条例の一部を改正する条例

夕張市情報公開条例（平成11年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「当該期間を」の次に「30日以内に限り」を加える。

第7条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて公開決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

第8条第1項及び同条第2項中「非公開情報」を「不開示情報」に改める。

第11条中「夕張市情報公開・個人情報保護審査会」を「夕張市情報公開審査会」に改める。

第12条中「及び夕張市個人情報保護条例（平成14年条例第9号）」及び「並びに個人情報保護制度」を削り、「夕張市情報公開・個人情報保護審査会」を「夕張市情報公開審査会」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正により、本市の個人情報保護に関する条例を整備するため、本案のとおり条例を制定しようとするものである。

議案第4号

夕張市国民健康保険条例の一部改正について

夕張市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月1日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市国民健康保険条例の一部を改正する条例

夕張市国民健康保険条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第14条第1号中「100分の5.9」を「100分の6.4」に改め、同条第2号中「18,400円」を「22,200円」に改め、同条第3号中「16,100円」を「21,600円」に改める。

第14条の6の5第1号中「100分の2.23」を「100分の2.26」に改め、同条第2号中「6,300円」を「7,300円」に改め、同条第3号中「5,500円」を「7,000円」に改める。

第14条の6の9中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第14条の11第1号中「100分の1.62」を「100分の1.74」に改め、同条第2号中「6,300円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「4,200円」を「5,500円」に改める。

第21条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第2項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第26条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る夕張市国民健康保険条例第5条の2の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の夕張市国民健康保険条例の規定は、令和5度以後の年度分の保険料について適用し、令和4度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令等法令の改正に伴い所要の改正を図るとともに、国民健康保険料必要見込額との関連による保険料率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第5号

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月1日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例(平成19年条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

夕張市立診療所及び介護医療院夕張の設置並びに管理に関する条例

第1条第2項中「第9条第25項」を「第8条第29項」に、「介護老人保健施設」を「介護医療院」に改め、「(以下「老健施設」という。)」を削る。

第2条第1項中「社光6番地」を「若菜8番地」に改め、同条第2項中「老健施設」を「介護医療院」に、「介護老人保健施設 夕張」を「介護医療院夕張」に、「社光6番地」を「若菜8番地」に改める。

第3条第1項及び第2項第2号中「老健施設」を「介護医療院」に改める。

第4条第2項中「介護老人保健施設夕張」を「介護医療院夕張」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(提案理由)

夕張市立診療所の移転、介護老人保健施設夕張の廃止及び介護医療院夕張の開設に伴い、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 6 号

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正について

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部を改正する条例

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

夕張市立診療所及び介護医療院夕張の利用料金並びに手数料に関する条例
第 1 条中「介護老人保健施設」を「介護医療院」に改め、「(以下「老健施設」という。)」を削る。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「老健施設」を「介護医療院」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）第 1 表医科診療報酬点数表、第 2 表歯科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）により算定した額

第 2 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 介護医療院において、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第 26 項に規定する施設サービス又は同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」という。）を受ける場合は、同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で夕張市立診療所及び介護医療院夕張の設置並びに管理に関する条例（平成 19 年条例第 1 号）第 4 条の規定により診療所等の管理を行う指定管理者（以下単に

「指定管理者」という。)が市長の承認を得て定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の夕張市立診療所及び介護医療院夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療等から適用し、同日前までの診療等については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護老人保健施設夕張の廃止及び介護医療院夕張の開設に伴い、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 7 号

夕張市営住宅条例の一部改正について

夕張市営住宅条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市営住宅条例の一部を改正する条例

夕張市営住宅条例（平成 10 年条例第 17 号）の一部を次のとおり改正する。

別表 2 中

「

所在地	建設年度	構造	管理戸数		使用料	備考
			棟	戸		
清水沢 清陵町	49	簡易耐火 2 階建	24	115	19,400	
		耐火 3 階建	3	54	19,400	
	50	簡易耐火 2 階建	9	43	20,500	
		耐火 3 階建	5	90	20,500	

」を

「

所在地	建設年度	構造	管理戸数		使用料	備考
			棟	戸		
清水沢 清陵町	49	簡易耐火 2 階建	19	91	19,400	
		耐火 3 階建	2	36	19,400	
	50	簡易耐火 2 階建	7	34	20,500	
		耐火 3 階建	5	90	20,500	

」に、

「

紅葉山 243 番地	45	〃	4	16	8,000	
------------------	----	---	---	----	-------	--

」を

「

紅葉山 243 番地	45	〃	1	4	8,000	
------------------	----	---	---	---	-------	--

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

住宅の除却に伴い管理戸数を改めるため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 8 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 品目及び数量 リハビリテーション機器 一式
- 2 取得予定価格 22,000,000 円
- 3 取得の相手方 岩見沢市志文町 957 番地 5
株式会社竹山岩見沢支店
支店長 松林 壮平

(提案理由)

リハビリテーション機器一式を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び夕張市財産条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第9号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和5年3月1日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 品目及び数量 館内什器 一式
- 2 取得予定価格 42,075,000 円
- 3 取得の相手方 岩見沢市岡山町142番地4
株式会社ミトウ岩見沢支店
支店長 井内 久仁洋

(提案理由)

館内什器一式を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 10 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 品目及び数量 病棟用電動ベッド他 一式
- 2 取得予定価格 31,900,000 円
- 3 取得の相手方 岩見沢市志文町 957 番地 5
株式会社竹山岩見沢支店
支店長 松林 壮平

(提案理由)

病棟用電動ベッド他一式を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び夕張市財産条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 11 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 品目及び数量 薬剤科機器他 一式
- 2 取得予定価格 21,780,000 円
- 3 取得の相手方 岩見沢市 5 条西 15 丁目 1 番地
株式会社スズケン岩見沢支店
支店長 川村 雄治

(提案理由)

薬剤科機器他一式を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び夕張市財産条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 12 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市営住宅、夕張市賃貸住宅及びこれらの共同施設
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
株式会社 YKM
代表取締役社長 坂本 豊
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市営住宅、夕張市賃貸住宅及びこれらの共同施設の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 13 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市南部コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
南部コミュニティセンター運営委員会
委員長 前田 安幸
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市南部コミュニティセンターの管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 14 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市民健康会館
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
市民健康会館運営委員会 会長 伊藤 博治
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市民健康会館の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 15 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市営球場
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
夕張軟式野球連盟 会長 角田 浩晃
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市営球場の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 16 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市石炭博物館
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
特定非営利活動法人炭鉱の記憶推進事業団
理事長 平野 義文
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市石炭博物館の管理運営について、継続して指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第17号

工事請負契約の変更について

市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事（上部工製作）に係る工事請負契約の締結（令和4年10月17日議決を得た議案第2号に係るもの）について、下記のとおり変更する。

令和5年3月1日提出

夕張市長 厚谷 司

記

事項名	変更前	変更後
契約金額	153,978,000円	156,970,000円

（提案理由）

市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事（上部工製作）に係る請負契約について、契約金額が変更となるため、本案のとおり議会の議決を得ようとするものである。

議案第 18 号

夕張市議会委員会条例の一部改正について

夕張市議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

提出者	夕張市議会議員	君 島 孝 夫
	同	小 林 尚 文
	同	大 山 修 二
	同	本 田 靖 人
	同	千 葉 勝
	同	熊 谷 桂 子
	同	高 間 澄 子
	同	今 川 和 哉

夕張市議会委員会条例の一部を改正する条例

夕張市議会委員会条例(昭和 31 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(会議の開催方法の特例)

第 12 条の 2 委員長は、次に掲げる場合において、特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。

(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点による場合又は大規模な災害の発生等により会議の招集場所への参集が困難と判断される実情がある場合

(2) 育児、介護その他やむを得ない事由により会議の招集場所への参集が困難な場合

2 前項の場合において、委員は、オンラインを活用した会議への出席を希望するときは、原則としてあらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得てオンラインを活用した会議に出席した委員は、第 13 条、第 14 条及び第 27 条の出席委員とする。

4 オンラインを活用した会議における表決の方法その他必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定める。

第13条中「第12条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

オンラインによる会議の開催を定めるため及び条文の整理のため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第19号

令和4年度

夕張市一般会計補正予算

(第5号)

令和4年度夕張市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 561,752 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13,672,417 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年3月8日提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,471,208	334,766	2,805,974
	02 補助金	1,645,930	334,766	1,980,696
15 道支出金		550,432	1,910	552,342
	02 補助金	210,395	1,910	212,305
17 寄附金		116,115	331,940	448,055
	01 寄附金	116,115	331,940	448,055
18 繰入金		1,500,246	△357,664	1,142,582
	01 基金繰入金	1,499,160	△357,664	1,141,496
21 市債		1,218,609	250,800	1,469,409
	01 市債	1,218,609	250,800	1,469,409
歳入	合計	13,110,665	561,752	13,672,417

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
02 総 務 費		1,588,208	345,877	1,934,085
	01 総 務 管 理 費	1,312,341	345,877	1,658,218
	02 地 域 振 興 費	84,436	0	84,436
03 民 生 費		2,709,473	△8,683	2,700,790
	01 社 会 福 祉 費	1,900,265	△8,683	1,891,582
	02 児 童 福 祉 費	357,902	0	357,902
04 衛 生 費		2,835,741	190,900	3,026,641
	01 保 健 衛 生 費	2,566,663	190,900	2,757,563
05 農 林 業 費		102,075	0	102,075
	01 農 業 費	57,793	0	57,793
	02 林 業 費	44,282	0	44,282
07 土 木 費		895,145	29,328	924,473
	02 道 路 橋 り よ う 費	411,199	29,328	440,527
	04 住 宅 費	418,276	0	418,276
08 消 防 費		375,771	0	375,771
	01 消 防 費	375,771	0	375,771
09 教 育 費		760,126	2,664	762,790
	01 教 育 総 務 費	164,992	0	164,992
	03 中 学 校 費	80,547	1,407	81,954
	04 社 会 教 育 費	402,391	1,257	403,648
11 諸 支 出 金		72,098	1,666	73,764
	01 過 年 度 過 誤 納 還 付 金	72,098	1,666	73,764
歳 出	合 計	13,110,665	561,752	13,672,417

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種	3,512 千円
04 衛生費	01 保健衛生費	出産・子育て応援事業	3,008 千円
合 計			6,520 千円

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

事 項	期 間	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
○ 都市計画情報デジタル化委託	令和 5 年度	13,217 千円	15,144 千円
○ 模擬坑道復旧	令和 5 年度	96,692 千円	124,098 千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
○ 過疎対策事業債（ソフト事業分）	95,700	192,600	変更なし	変更なし	変更なし
○ 市立診療所等整備	990,200	1,083,200	変更なし	変更なし	変更なし
○ 模擬坑道復旧	0	60,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還の方法は、起債許可要件に基づき各債権者と協定するものとし、財政等の都合により償還年限の変更、繰上償還、低利債に借り換えできる。
地方債限度額の総額	1,218,609	1,469,409			

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,471,208	334,766	2,805,974
15 道支出金	550,432	1,910	552,342
17 寄附金	116,115	331,940	448,055
18 繰入金	1,500,246	△357,664	1,142,582
21 市債	1,218,609	250,800	1,469,409
歳入合計	13,110,665	561,752	13,672,417

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国道支出金	地方債	その他			
02 総務費	1,588,208	345,877	1,934,085		9,000	315,317	21,560		
03 民生費	2,709,473	△8,683	2,700,790	2,784	18,800	△12,960	△17,307		
04 衛生費	2,835,741	190,900	3,026,641	97,410	139,800	△18,190	△28,120		
05 農林業費	102,075	0	102,075		200	△200			
07 土木費	895,145	29,328	924,473		△6,900		36,228		
08 消防費	375,771	0	375,771	1,300		△594	△706		
09 教育費	760,126	2,664	762,790	100	89,900	△21,055	△66,281		
11 諸支出金	72,098	1,666	73,764				1,666		
歳出合計	13,110,665	561,752	13,672,417	101,594	250,800	262,318	△52,960		

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 02 補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費補助金	13,031	235,866	248,897	13 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	235,866	
02 民生費補助金	189,863	2,000	191,863	52 都市構造再編集中支援事業費補助金	2,000	
03 衛生費補助金	968,133	96,900	1,065,033	08 都市構造再編集中支援事業費補助金	93,100	
				10 出産・子育て応援交付金	3,800	
計	1,645,930	334,766	1,980,696			

(款) 15 道支出金
(項) 02 補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
03 衛生費補助金	2,459	510	2,969	13 地域づくり総合交付金	60	エゾシカ捕獲緊急対策事業
				20 出産・子育て応援交付金	450	
06 消防費補助金	5,799	1,300	7,099	04 地域づくり総合交付金	1,300	防災ハザードマップ作成事業
07 教育費補助金	61,642	100	61,742	03 地域づくり総合交付金	100	模擬坑道火災復旧事業
計	210,395	1,910	212,305			

(款) 17 寄附金
 (項) 01 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 指定寄附金	116,114	331,940	448,054	01 指定寄附金	331,940	夕張まちづくり寄附金 325,140 まち・ひと・しごと創生寄附金 6,800
計	116,115	331,940	448,055			

(款) 18 繰入金
(項) 01 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 財政調整基金繰入金	806,326	△288,042	518,284	01 財政調整基金繰入金	△288,042	
04 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	423,329	△67,122	356,207	01 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	△67,122	
08 石勝線代替輸送確保基金繰入金	22,290	△2,000	20,290	01 石勝線代替輸送確保基金繰入金	△2,000	
10 森林環境譲与税基金繰入金	5,218	△500	4,718	01 森林環境譲与税基金繰入金	△500	
計	1,499,160	△357,664	1,141,496			

(款) 21 市 債
(項) 01 市 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 衛 生 債	990,200	93,000	1,083,200	13 診 療 所 建 設 事 業 債	93,000	防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策
03 過 疎 対 策 事 業 債	95,700	96,900	192,600	01 過 疎 対 策 事 業 債	96,900	過 疎 対 策 事 業 債 (ソ フ ト 事 業 分)
09 教 育 債	0	60,900	60,900	10 模 擬 坑 道 復 旧 事 業 債	60,900	模 擬 坑 道 復 旧
計	1,218,609	250,800	1,469,409			

3 歳 出

(款) 02 総務費

(項) 01 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
01 一般管理費	319,779	16,560	336,339				16,560	03 職員手当等	14,989	退職手当
								10 需用費	1,571	光熱水費
03 財産管理費	696,989	325,140	1,022,129		△1,000	325,140	1,000	24 積立金	325,140	幸福の黄色いハンカチ基金積立金
										(財源振替)～ズリ山管理 (地方債) 2,600 (一般財源) △2,600 (財源振替)～不用市有物件除却 (地方債) △3,600 (一般財源) 3,600
04 企画費	194,732	4,177	198,909		100	4,077		13 使用料及び賃借料	4,177	ふるさと納税システム等利用料
										(財源振替)～企画一般業務 (地方債) 100 (その他) △100
計	1,312,341	345,877	1,658,218	0	△900	329,217	17,560			

(款) 02 総務費
(項) 02 地域振興費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 地域振興費	82,245	0	82,245		9,900	△13,900	4,000		(財源振替)～夕張市チャレンジ事業 (その他) △4,000 (一般財源) 4,000 (財源振替)～夕張高校魅力化事業 (地方債) 9,900 (その他) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 △13,900 まち・ひと・しごと創生寄附金 4,000	
計	84,436	0	84,436	0	9,900	△13,900	4,000			

(款) 03 民生費
(項) 01 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 社会福祉総務費	953,443	△11,064	942,379		1,000		△12,064	27 繰出金	△11,064	国民健康保険事業会計繰出金 (財源振替)～結婚新生活支援事業 (地方債) 1,000 (一般財源) △1,000
02 障害者福祉費	665,668	0	665,668		4,000	△3,963	△37			(財源振替)～じん臓機能障害者通院移送支援事業 (地方債) 4,000 (その他) △3,963 (一般財源) △37
04 老人福祉費	23,376	935	24,311		9,100	△4,437	△3,728	10 需用費	935	修繕料 (財源振替)～シルバー専用住宅管理 (地方債) 3,500 (一般財源) △3,500 (財源振替)～高齢者公共交通利用負担軽減 (地方債) 2,700 (その他) △2,533 (一般財源) △167 (財源振替)～緊急通報システム運用 (地方債) 1,900 (その他) △1,900

										(財源振替)～高齢者住宅福祉除雪 (地方債) 1,000 (その他) △939 (一般財源) △61
07 市民活動費	60,840	0	60,840	2,000		△5,014	3,014			(財源振替)～交通問題対策 (国庫支出金) 2,000 (その他) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 △3,314 石勝線代替輸送確保基金繰入金 △2,000 まち・ひと・しごと創生寄附金 300 (一般財源) 3,014
10 拠点複合施設費	33,488	1,446	34,934			454	992	10 需用費	1,446	光熱水費 992 修繕料 454
計	1,900,265	△8,683	1,891,582	2,000	14,100	△12,960	△11,823			

03 民生費

(款) 03 民生費
(項) 02 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 児童福祉 総務費	90,738	0	90,738	784	4,700		△5,484		(財源振替)～保育協会運営費補助 (地方債) 4,700 (一般財源) △4,700 (財源振替)～感染症対策(子ども 子育て) (国庫支出金) 134 (一般財源) △134 (財源振替)～保育対策総合支援事 業費補助 (国庫支出金) 650 (一般財源) △650	
計	357,902	0	357,902	784	4,700	0	△5,484			

(款) 04 衛生費
(項) 01 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 保健衛生 総務費	404,857	0	404,857		20,900	△20,190	△710		(財源振替)～休日・夜間救急医療 体制補助 (地方債) 700 (一般財源) △700 (財源振替)～初期救急確保対策 (地方債) 20,200 (その他) △20,190 (一般財源) △10	
02 予防費	94,279	4,700	98,979	4,250			450	10 需用費 90 11 役務費 10 12 委託料 2,000 18 負担金補助及び交付金 2,600	消耗品費 7 通信運搬費 3 システム改修委託料 出産・子育て応援給付金	
03 環境衛生 費	8,045	0	8,045	60			△60		(財源振替)～有害鳥獣駆除 (道支出金) 60 (一般財源) △60	
05 共同浴場 費	41,046	0	41,046		15,900		△15,900		(財源振替)～共同浴場管理 (地方債) 15,900 (一般財源) △15,900	

03 民生費, 04 衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
07 診療所費	1,996,761	186,200	2,182,961	93,100	103,000	2,000	△11,900	14 工事請負費	186,200	診療所・介護医療院土木工事 7,498 診療所・介護医療院建設工事 178,702
										(財源振替)～市立診療所負担金 (地方債) 10,000 (一般財源) △10,000 (財源振替)～市立診療所改築 (その他) 2,000 (一般財源) △2,000
計	2,566,663	190,900	2,757,563	97,410	139,800	△18,190	△28,120			

(款) 05 農林業費
(項) 01 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
03 農業振興費	41,862	0	41,862		200	△200			(財源振替)～農業振興対策連携事業 (地方債) 200 (その他) △200	
計	57,793	0	57,793	0	200	△200	0			

04 衛生費, 05 農林業費

(款) 05 農林業費
(項) 02 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
02 林業振興費	33,693	0	33,693						(財源振替)～森林活用型地域人材育成事業 (その他) 森林環境譲与税基金繰入金 △500 まち・ひと・しごと創生寄附金 500	
計	44,282	0	44,282	0	0	0	0			

(款) 07 土木費
 (項) 02 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
03 除雪費	133,654	29,328	162,982				29,328	10 需用費	7,565	燃料費 光熱水費	1,707 5,858
								12 委託料	21,763	除雪委託料	
計	411,199	29,328	440,527	0	0	0	29,328				

(款) 07 土木費
(項) 04 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
03 住宅建設費	222,772	0	222,772		△6,900		6,900		(財源振替)～市営住宅再編事業 (地方債) △6,900 (一般財源) 6,900	
計	418,276	0	418,276	0	△6,900	0	6,900			

(款) 08 消防費
(項) 01 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 消防署費	331,073	0	331,073	1,300		△594	△706		(財源振替)～防災ハザードマップ作成 (道支出金) 1,300 (その他) △594 (一般財源) △706	
計	375,771	0	375,771	1,300	0	△594	△706			

07 土木費, 08 消防費

(款) 09 教育費
(項) 01 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
04 一般管理費	73,453	0	73,453		23,000	△21,055	△1,945		(財源振替)～スクールバス運営 (地方債) 21,500 (その他) △21,055 (一般財源) △445 (財源振替)～児童・生徒通学安全 対策事業 (地方債) 1,500 (一般財源) △1,500	
計	164,992	0	164,992	0	23,000	△21,055	△1,945			

(款) 09 教育費
(項) 03 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 学校管理費	38,682	1,407	40,089				1,407	10 需用費	1,407	光熱水費
計	80,547	1,407	81,954	0	0	0	1,407			

(款) 09 教育費
(項) 04 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
03 石炭博物館費	373,717	1,257	374,974	100	66,900		△65,743	14 工事請負費	500	模擬坑道復旧工事	
									18 負担金補助及び交付金	757	石炭博物館模擬坑道電気料負担金
計	402,391	1,257	403,648	100	66,900	0	△65,743				

(款) 11 諸支出金
 (項) 01 過年度過誤納還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 過年度過誤納還付金	72,098	1,666	73,764				1,666	22 償還金 子及び割 引料	1,666	母子保健衛生費国庫補助金過 年度過誤納還付金 157 子育て生活支援特別給付金事 業費等国庫補助金過年度過誤 納還付金 1,509
計	72,098	1,666	73,764	0	0	0	1,666			

議案第20号

令和4年度

夕張市国民健康保険事業会計補正予算

(第3号)

令和4年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 769千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,303,097千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日 提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02 道 支 出 金		980,490	10,295	990,785
	01 負 担 金	980,490	10,295	990,785
04 繰 入 金		177,234	△11,064	166,170
	01 他 会 計 繰 入 金	123,702	△11,064	112,638
歳 入	合 計	1,303,866	△769	1,303,097

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
01 総 務 費		91,883	△769	91,114
	01 総 務 管 理 費	85,785	△769	85,016
歳 出	合 計	1,303,866	△769	1,303,097

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
02 道 支 出 金	980,490	10,295	990,785
04 繰 入 金	177,234	△11,064	166,170
歳 入 合 計	1,303,866	△769	1,303,097

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
01 総務費	91,883	△769	91,114	10,295			△11,064
歳出合計	1,303,866	△769	1,303,097	10,295	0	0	△11,064

2 歳 入

(款) 02 道支出金
(項) 01 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 保険給付費等交付金	980,490	10,295	990,785	02 特別交付金	10,295	特別調整交付金 道繰入金
計	980,490	10,295	990,785			11,117 △822

(款) 04 繰入金
 (項) 01 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 一般会計繰入金	123,702	△11,064	112,638	02 職員給与費等繰入金	△11,064	
計	123,702	△11,064	112,638			

02 道支出金, 04 繰入金

3 歳 出

(款) 01 総務費
(項) 01 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 一般管理費	85,785	△769	85,016	10,295			△11,064	12 委託料	△278	市町村事務処理標準システム構築業務委託料
								18 負担金補助及び交付金	△491	北海道国民健康保険団体連合会負担金
計	85,785	△769	85,016	10,295	0	0	△11,064			

議案第21号

令和4年度

夕張市水道事業会計補正予算

(第4号)

令和4年度夕張市水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度夕張市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前 の 額）	（補 正 額）	（ 計 ）
		収 入	
第1款 水道事業収益	403,664 千円	6 千円	403,670 千円
第1項 営業収益	183,842 千円	25 千円	183,867 千円
第2項 営業外収益	217,995 千円	△ 27 千円	217,968 千円
第3項 特別利益	1,827 千円	8 千円	1,835 千円
		支 出	
第1款 水道事業費	499,394 千円	1,935 千円	501,329 千円
第1項 営業費用	470,287 千円	△ 73 千円	470,214 千円
第2項 営業外費用	28,107 千円	2,008 千円	30,115 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧中「不足する額」以下を（不足する額143,990千円は、当年度分消費税及び地方消費税

税資本的収支調整額5,253千円、当年度分損益勘定留保資金138,737千円で補填するものとする。）に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた職員給与費「19,451千円」を「19,484千円」に改める。

令和5年3月8日提出

夕張市長 厚 谷 司

(1) 令和4年度夕張市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る充当額	計	節		説明	
							区分	金額		
1	水道事業収益		403,664	6	0	403,670				
	1	営業収益	183,842	25	0	183,867				
		2	その他営業収益	986	25	0	1,011	設計審査手数料	10	
							検査手数料	15		
	2	営業外収益	217,995	△ 27	0	217,968				
		4	長期前受金戻入	76,577	△ 27	0	76,550	長期前受金戻入	△ 27	国庫補助金 △ 28 道費補助金 1
	3	特別利益	1,827	8	0	1,835				
		1	その他特別利益	1,827	8	0	1,835	長期前受金戻入	8	その他長期前受金 8

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	計	節		説明
							区 分	金 額	
1	水道事業費		499,394	1,935	0	501,329			
	1	営業費用	470,287	△ 73	0	470,214			
		1	原水及び浄水費	25,234	13	0	25,247	手当引当金繰入額	12
								法定福利費引当金繰入額	1
		3	総 係 費	179,888	△ 114	0	179,774	印刷製本費	△ 134
								手当引当金繰入額	19
								法定福利費引当金繰入額	1
		5	資産減耗費	2,744	28	0	2,772	固定資産除却費	28
	2	営業外費用	28,107	2,008	0	30,115			
		2	消費税及び 地方消費税	11,234	2,008	0	13,242	消費税及び 地方消費税	2,008

(2)令和4年度夕張市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 86,348
減価償却費	242,736
貸倒引当金の増減額(△は減少)	500
手当等引当金の増減額(△は減少)	△ 11
長期前受金戻入額	△ 78,405
特別修繕引当金	5,000
支払利息	15,873
固定資産除却損	2,744
未収金の増減額(△は増加)	35,842
未払金の増減額(△は減少)	△ 17,750
その他資産負債の増減額(△は増加)	88
小計	120,269
利息の支払額	△ 15,873
業務活動によるキャッシュフロー	104,396
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 54,597
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	1,655
投資活動によるキャッシュフロー	△ 52,942
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良企業債による収入	27,100
建設改良企業債の償還による支出	△ 114,962
災害復旧債の償還による支出	△ 160
財務活動によるキャッシュフロー	△ 88,022
資金増加額	△ 36,568
資金期首残高	408,131
資金期末残高	371,563

(3) 令和4年度夕張市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資産の部

(単位 千円)

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		11,521		
ロ 建物	1,068,512			
減価償却累計額	<u>△ 228,829</u>	839,683		
ハ 構築物	7,483,112			
減価償却累計額	<u>△ 4,962,046</u>	2,521,066		
ニ 機械及び装置	2,061,288			
減価償却累計額	<u>△ 1,061,664</u>	999,624		
ホ 車輛及び運搬具	148			
減価償却累計額	<u>△ 141</u>	7		
ヘ 工具器具及び備品	9,801			
減価償却累計額	<u>△ 9,296</u>	505		
有形固定資産合計			4,372,406	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		283		
減価償却累計額		<u>0</u>		
無形固定資産合計			<u>283</u>	
固定資産合計				4,372,689
2. 流動資産				
(1) 現金預金			371,563	
(2) 未収金		47,323		
未収金貸倒引当金		<u>△ 5,697</u>	<u>41,626</u>	
流動資産合計				413,189
資産合計				<u>4,785,878</u>

負債の部

4. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する企業債	1,583,184		
ロ その他企業債	<u>160</u>		
企業債合計		1,583,344	
(2) 引当金			
イ 特別修繕引当金	<u>30,000</u>		
引当金合計		<u>30,000</u>	
固定負債合計			1,613,344
5. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する企業債	114,041		
ロ その他企業債	<u>160</u>		
企業債合計		114,201	
(2) 未払金		46,499	
(3) 引当金			
イ 手当引当金	1,064		
ロ 法定福利費引当金	<u>218</u>		
引当金合計		1,282	
(4) その他流動負債		<u>4,473</u>	
流動負債合計			166,455
6. 繰延収益			
長期前受金		3,632,898	
長期前受金額			
収益化累計額		<u>△ 2,340,085</u>	
繰延収益合計			<u>1,292,813</u>
負債合計			<u><u>3,072,612</u></u>

資本の部

7. 資本金			1,535,039
8. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	409		
ロ 国庫補助金	707		
ハ 道費補助金	<u>143</u>		
資本剰余金合計		1,259	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	57,907		
ロ 利益積立金	311,117		
ハ 当年度未処理欠損金	<u>△ 192,056</u>		
利益剰余金		<u>176,968</u>	
剰余金合計			<u>178,227</u>
資本合計			<u>1,713,266</u>
負債資本合計			<u><u>4,785,878</u></u>

議案第 22 号

工事請負契約の変更について

(仮称) 夕張市立診療所・介護医療院建設工事（建設主体工事）に係る工事請負契約の締結（令和 3 年 12 月 9 日議決を得た議案第 5 号に係るもの）について、下記のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

事項名	変更前	変更後
契約金額	1, 391, 214, 000 円	1, 531, 567, 730 円

(提案理由)

(仮称) 夕張市立診療所・介護医療院建設工事（建設主体工事）に係る工事請負契約について、契約金額が変更となるため、本案のとおり議会の議決を得ようとするものである。

議案第 23 号

工事請負契約の変更について

(仮称) 夕張市立診療所・介護医療院建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約の締結（令和 3 年 12 月 9 日議決を得た議案第 6 号に係るもの）について、下記のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

事項名	変更前	変更後
契約金額	465,168,000 円	476,178,560 円

(提案理由)

(仮称) 夕張市立診療所・介護医療院建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について、契約金額が変更となるため、本案のとおり議会の議決を得ようとするものである。

議案第 24 号

工事請負契約の変更について

(仮称) 夕張市立診療所・介護医療院建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約の締結(令和 3 年 12 月 9 日議決を得た議案第 7 号に係るもの)について、下記のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

事項名	変更前	変更後
契約金額	853,578,000 円	906,796,880 円

(提案理由)

(仮称) 夕張市立診療所・介護医療院建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について、契約金額が変更となるため、本案のとおり議会の議決を得ようとするものである。

議案第 25 号

工事請負契約の変更について

登録有形文化財旧北炭夕張炭鉱模擬坑道復旧に係る工事請負契約の締結（令和 4 年 8 月 5 日議決を得た議案第 1 号に係るもの）について、下記のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

事項名	変更前	変更後
契約金額	312,400,000 円	316,063,000 円

（提案理由）

登録有形文化財旧北炭夕張炭鉱模擬坑道復旧に係る請負契約について、契約金額が変更となるため、本案のとおり議会の議決を得ようとするものである。

議案第 33 号

夕張市職員給与条例の一部改正について

夕張市職員給与条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市職員給与条例の一部を改正する条例

夕張市職員給与条例（昭和 31 年条例第 6 号）の一部を次のとおり改正する。

附則第14項中「当分の間」を「令和 5 年 3 月 31 日までの間」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 15 令和 5 年 4 月 1 日から当分の間における行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額、第 4 条及び第 4 条の 2（夕張市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、その額に 100 分の 5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第 24 条の規定中第 21 条から第 23 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額の算出のための給料の月額、第 24 条の 2 第 2 項に規定する給料月額、第 25 条第 4 項及び第 25 条の 4 第 4 項に規定する期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに退職手当支給条例第 3 条から第 5 条及び第 7 条に規定する給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により策定した財政再生計画に基づ

き、給料の減額率を改定するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第34号

夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月8日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1を別紙のように改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

常勤職員の減額率改正と合わせ、会計年度任用職員の給料を改定するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

別表第1 会計年度任用職員給料表（第4条関係）

(単位：円)

号俸 \ 職務の級	1級	2級
1	142,600	188,600
2	143,700	190,300
3	144,800	192,000
4	145,900	193,800
5	146,900	195,200
6	148,000	196,900
7	149,000	198,600
8	150,100	200,300
9	151,000	201,800
10	152,300	203,500
11	153,600	205,200
12	154,800	207,000
13	155,900	208,300
14	157,400	210,000
15	158,800	211,600
16	160,300	213,300
17	161,400	214,800
18	162,700	216,500
19	164,000	218,000
20	165,300	219,400
21	166,600	220,600
22	169,000	222,200

23	171,300	223,700
24	173,700	225,100
25	176,000	226,100
26	177,600	227,500
27	179,100	228,700
28	180,700	229,900
29	182,200	231,000
30	183,800	231,900
31	185,500	232,900
32	187,100	233,800
33	188,600	234,900
34		235,700
35		236,600
36		237,500
37		238,400
38		239,600
39		240,800
40		242,000
41		243,200
42		244,600
43		245,700
44		246,900
45		247,900
46		249,000
47		250,300
48		251,300

49		252,400
50		253,300
51		254,500
52		255,500
53		256,500
54		257,400
55		258,400
56		259,500

議案第35号

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月8日提出

夕張市議会 議会運営委員会委員長 君 島 孝 夫

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル等（第17条・第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第19条－第31条）
 - 第2節 訂正（第32条－第38条）
 - 第3節 利用停止（第39条－第44条）
 - 第4節 審査請求（第45条－第47条）
- 第5章 雑則（第48条－第52条）
- 第6章 罰則（第53条－第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、夕張市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）

をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、夕張市情報公開条例(平成11年条例第7号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区

分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- （2） 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- （1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- （2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- （3） 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条 第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条 第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条 第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第21条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条 第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止

その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議会事務局の職員の任用に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡

の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(個人情報取扱事務登録簿)

第18条 議長は、個人情報を取り扱う事務（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を備えなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の種類

(5) 個人情報の収集方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議長は、個人情報事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 議長が前条第1項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務

(2) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する個人情報取扱事務

- 4 議長は、第2項の規定により登録した登録簿に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は当該個人情報取扱事務に係る個人情報ファイル簿を前条第1項の規定により作成したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 議長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第8条第1項に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるお

それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき
は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の
利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなけれ
ばならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用
目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規
定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有し
ていないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、
その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にし
なければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあ
っては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由が
あるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。こ
の場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延
長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があ
った日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等をするこ
とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定
にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につ
き当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内
に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定
する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなけれ
ばならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等しなければならない期間に、議長及び副議
長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に
算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、
地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及
び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、
議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が

定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとさ

れている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第31条 議長に対し開示請求をする者の手数料は、無料とする。

2 第29条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、議長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用の負担額を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各

号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第41条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、夕張市行政不服審査会条例（平成28年条例第3号）第1条に規定する夕張市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正により、議会は同法の適用対象外となることから、議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるため、本案のとおり条例を制定しようとするものである。

議案第 36 号

夕張市行政不服審査会条例の一部改正について

夕張市行政不服審査会条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 22 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

夕張市行政不服審査会条例（平成 28 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「その権限に属された事項を処理」を「その権限に属された事項の処理及び夕張市議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 46 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

個人情報保護に関する法律の改正により、本市の個人情報保護に関する条例を整備するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

報告第1号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和5年3月1日提出

夕張市議会議長 大山修二

夕 監 第 37 号
令和 4 年 11 月 30 日

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 西 田 洋 二
夕張市監査委員 小 林 尚 文

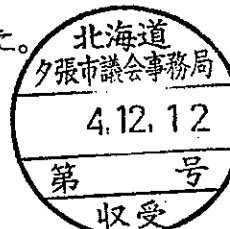
例月現金出納検査の報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第3項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第4条第1項第10号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、水道事業会計の現金出納【令和4年度10月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和4年11月30日（水）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



各会計現金出納調

(令和4年10月31日現在)

令和4年度

(単位: 円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	4,772,449,119	489,222,006	5,261,671,125	4,606,947,054	453,755,681	5,060,702,735	200,968,390
歳入金	4,962,449,119	509,222,006	5,471,671,125				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 190,000,000	△ 20,000,000	△ 210,000,000				
国民健康保険事業会計	482,235,582	94,719,011	576,954,593	456,932,775	104,255,307	561,188,082	15,766,511
歳入金	402,235,582	74,719,011	476,954,593				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	80,000,000	20,000,000	100,000,000				
市場事業会計	2,159	0	2,159	3	0	3	2,156
歳入金	2,159	0	2,159				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
公共下水道事業会計	112,487,729	3,883,455	116,371,184	104,418,960	5,158,255	109,577,215	6,793,969
歳入金	12,487,729	3,883,455	16,371,184				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	0	100,000,000				
介護保険事業会計	787,092,901	147,957,757	935,050,658	670,464,893	136,286,723	806,751,616	128,299,042
歳入金	787,092,901	147,957,757	935,050,658				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
後期高齢者事業会計	73,502,198	2,919,900	76,422,098	65,383,940	4,805,279	70,189,219	6,232,879
歳入金	63,502,198	2,919,900	66,422,098				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	10,000,000	0	10,000,000				
歳入歳出外	235,637,645	28,291,191	263,928,836	169,887,472	29,159,813	199,047,285	64,881,551
歳入金	235,637,645	28,291,191	263,928,836				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	6,463,407,333	766,993,320	7,230,400,653	6,074,035,097	733,421,058	6,807,456,155	422,944,498
歳入金	6,463,407,333	766,993,320	7,230,400,653				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				

第2号表

現金保管調

(令和4年10月31日現在)

令和4年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	422,944,498	0	422,944,498
基金に属する現金	6,284,828,171	1,145,980,000	7,430,808,171

第3号表

一時運用金調

(令和4年10月31日現在)

令和4年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	80,000,000	20,000,000	0	100,000,000
一般会計	公共下水道事業会計	100,000,000	0	0	100,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	10,000,000	0	0	10,000,000
水道事業会計	一般会計	0	300,000,000	300,000,000	0

第4号表

基金出納調

(令和4年10月31日現在)

令和4年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,500,885,024	0	0	3,500,885,024
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	332,517,545	0	0	332,517,545
夕張市奨学基金	23,349,555	0	0	23,349,555
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,677	0	0	5,779,677
夕張市減債基金	639,921,005	0	0	639,921,005
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュ・ハロム建設対策基金	14,442,195	0	0	14,442,195
夕張市介護給付費準備基金	138,173,574	0	0	138,173,574
夕張市子ども文化振興基金	26,559,076	0	0	26,559,076
幸福の黄色いハンカチ基金	1,145,985,993	0	0	1,145,985,993
夕張市公設地方卸売市場管理基金	783,400	0	0	783,400
夕張市浄化槽整備償還基金	53,906	0	0	53,906
夕張市財政再生計画調整基金	1,002,144,139	0	0	1,002,144,139
夕張市石勝線代替輸送確保基金	591,768,067	0	0	591,768,067
夕張市森林環境譲与税基金	8,442,907	0	0	8,442,907
合 計	7,430,808,171	0	0	7,430,808,171

一時借入金内訳調

(令和4年10月31日現在)

令和4年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計
令和4年10月31日現在

1.収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先月末累計	本月分	本月末累計	備 考
収入（戻入）	467,330,871	324,865,568	792,196,439	
支出（還付）	521,425,115	315,100,359	836,525,474	
差 引	△ 54,094,244	9,765,209	△ 44,329,035	

2.現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北洋銀行(普通)		合 計
金 額	363,701,938		363,701,938

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借入残高
		借入額	償還額	
南空知ふるさと	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借入残高
		借入額	返済額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3.暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差引現在額
		預入額	償還額	
北洋銀行(暫定)	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4.一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸付残高
		返済額	貸付額	
一 般 会 計	0	300,000,000	300,000,000	0
合 計	0	300,000,000	300,000,000	0

報告第2号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和5年3月1日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 西 田 洋 二
夕張市監査委員 小 林 尚 文

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第3項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第4条第1項第10号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、水道事業会計の現金出納 【令和4年度11月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和4年12月28日（水）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



各会計現金出納調

(令和4年11月30日現在)

令和4年度

(単位:円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	5,261,671,125	1,169,665,046	6,431,336,171	5,060,702,735	361,441,560	5,422,144,295	1,009,191,876
歳入金	5,471,671,125	1,209,665,046	6,681,336,171				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 210,000,000	△ 40,000,000	△ 250,000,000				
国民健康保険事業会計	576,954,593	134,931,109	711,885,702	561,188,082	123,851,257	685,039,339	26,846,363
歳入金	476,954,593	94,931,109	571,885,702				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	40,000,000	140,000,000				
市場事業会計	2,159	0	2,159	3	0	3	2,156
歳入金	2,159	0	2,159				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
公共下水道事業会計	116,371,184	4,150,866	120,522,050	109,577,215	5,482,195	115,059,410	5,462,640
歳入金	16,371,184	4,150,866	20,522,050				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	0	100,000,000				
介護保険事業会計	935,050,658	114,331,727	1,049,382,385	806,751,616	127,803,956	934,555,572	114,826,813
歳入金	935,050,658	114,331,727	1,049,382,385				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
後期高齢者事業会計	76,422,098	20,528,100	96,950,198	70,189,219	21,411,940	91,601,159	5,349,039
歳入金	66,422,098	20,528,100	86,950,198				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	10,000,000	0	10,000,000				
歳入歳出外	263,928,836	21,440,670	285,369,506	199,047,285	26,334,478	225,381,763	59,987,743
歳入金	263,928,836	21,440,670	285,369,506				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	7,230,400,653	1,465,047,518	8,695,448,171	6,807,456,155	666,325,386	7,473,781,541	1,221,666,630
歳入金	7,230,400,653	1,465,047,518	8,695,448,171				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				

第2号表

現金保管調

(令和4年11月30日現在)

令和4年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	1,221,666,630	0	1,221,666,630
基金に属する現金	6,284,828,171	1,145,980,000	7,430,808,171

第3号表

一時運用金調

(令和4年11月30日現在)

令和4年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	100,000,000	40,000,000	0	140,000,000
一般会計	公共下水道事業会計	100,000,000	0	0	100,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	10,000,000	0	0	10,000,000

第4号表

基金出納調

(令和4年11月30日現在)

令和4年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,500,885,024	0	0	3,500,885,024
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	332,517,545	0	0	332,517,545
夕張市奨学基金	23,349,555	0	0	23,349,555
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,677	0	0	5,779,677
夕張市減債基金	639,921,005	0	0	639,921,005
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュパダム建設対策基金	14,442,195	0	0	14,442,195
夕張市介護給付費準備基金	138,173,574	0	0	138,173,574
夕張市子ども・文化振興基金	26,559,076	0	0	26,559,076
幸福の黄色いハンカチ基金	1,145,985,993	0	0	1,145,985,993
夕張市公設地方卸売市場管理基金	783,400	0	0	783,400
夕張市浄化槽整備償還基金	53,906	0	0	53,906
夕張市財政再生計画調整基金	1,002,144,139	0	0	1,002,144,139
夕張市石勝線代替輸送確保基金	591,768,067	0	0	591,768,067
夕張市森林環境譲与税基金	8,442,907	0	0	8,442,907
合 計	7,430,808,171	0	0	7,430,808,171

一時借入金内訳調

(令和4年11月30日現在)

令和4年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計

令和4年11月30日現在

1. 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先月末累計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	792,196,439	24,888,378	817,084,817	
支出（還付）	836,525,474	37,093,711	873,619,185	
差 引	△ 44,329,035	△ 12,205,333	△ 56,534,368	

2. 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北洋銀行(普通)			合 計
金 額	351,496,605			351,496,605

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3. 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差引現在額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行(暫定)	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4. 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第3号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和5年3月1日提出

夕張市議会議長 大山修二

夕 監 第 3 号
令和5年1月30日

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 西 田 洋 二
夕張市監査委員 小 林 尚 文

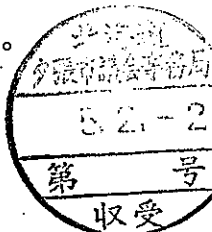
例月現金出納検査の報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第3項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第4条第1項第10号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、水道事業会計の現金出納 【令和4年度12月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和5年1月30日（月）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



各会計現金出納調

(令和4年12月30日現在)

令和4年度

(単位:円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	6,431,336,171	613,827,220	7,045,163,391	5,422,144,295	661,122,566	6,083,266,861	961,896,530
歳入金	6,681,336,171	763,827,220	7,445,163,391				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 250,000,000	△ 150,000,000	△ 400,000,000				
国民健康保険事業会計	711,885,702	189,460,538	901,346,240	685,039,339	198,399,556	883,438,895	17,907,345
歳入金	571,885,702	79,460,538	651,346,240				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	140,000,000	110,000,000	250,000,000				
市場事業会計	2,159	0	2,159	3	0	3	2,156
歳入金	2,159	0	2,159				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
公共下水道事業会計	120,522,050	4,052,103	124,574,153	115,059,410	9,077,403	124,136,813	437,340
歳入金	20,522,050	4,052,103	24,574,153				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	0	100,000,000				
介護保険事業会計	1,049,382,385	74,245,451	1,123,627,836	934,555,572	136,420,350	1,070,975,922	52,651,914
歳入金	1,049,382,385	74,245,451	1,123,627,836				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
後期高齢者事業会計	96,950,198	42,849,200	139,799,398	91,601,159	40,295,902	131,897,061	7,902,337
歳入金	86,950,198	2,849,200	89,799,398				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	10,000,000	40,000,000	50,000,000				
歳入歳出外	285,369,506	55,188,419	340,557,925	225,381,763	46,849,992	272,231,755	68,326,170
歳入金	285,369,506	55,188,419	340,557,925				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	8,695,448,171	979,622,931	9,675,071,102	7,473,781,541	1,092,165,769	8,565,947,310	1,109,123,792
歳入金	8,695,448,171	979,622,931	9,675,071,102				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				

第2号表

現金保管調

(令和4年12月30日現在)

令和4年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び歳入歳出外現金	1,109,123,792	0	1,109,123,792
基金に属する現金	6,284,828,171	1,145,980,000	7,430,808,171

第3号表

一時運用金調

(令和4年12月30日現在)

令和4年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	140,000,000	110,000,000	0	250,000,000
一般会計	公共下水道事業会計	100,000,000	0	0	100,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	10,000,000	40,000,000	0	50,000,000

第4号表

基金出納調

(令和4年12月30日現在)

令和4年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,500,885,024	0	0	3,500,885,024
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	332,517,545	0	0	332,517,545
夕張市奨学基金	23,349,555	0	0	23,349,555
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,677	0	0	5,779,677
夕張市減債基金	639,921,005	0	0	639,921,005
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市ニューハダム建設対策基金	14,442,195	0	0	14,442,195
夕張市介護給付費準備基金	138,173,574	0	0	138,173,574
夕張市子ども・文化振興基金	26,559,076	0	0	26,559,076
幸福の黄色いハンカチ基金	1,145,985,993	0	0	1,145,985,993
夕張市公設地方卸売市場管理基金	783,400	0	0	783,400
夕張市浄化槽整備償還基金	53,906	0	0	53,906
夕張市財政再生計画調整基金	1,002,144,139	0	0	1,002,144,139
夕張市石勝線代替輸送確保基金	591,768,067	0	0	591,768,067
夕張市森林環境譲与税基金	8,442,907	0	0	8,442,907
合 計	7,430,808,171	0	0	7,430,808,171

一時借入金内訳調

(令和4年12月30日現在)

令和4年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計
令和4年12月30日現在

1.収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	817,084,817	26,237,530	843,322,347	
支出（還付）	873,619,185	17,123,681	890,742,866	
差 引	△ 56,534,368	9,113,849	△ 47,420,519	

2.現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)		合 計
金 額	360,610,454		360,610,454

(一時借入金調)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3.暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北 洋 銀 行 (暫 定)	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4.一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前 月 末 貸 付 残 高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第4号

定期監査の結果について

定期監査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和5年3月22日提出

夕張市議会議長 大山修二

夕張第 7 号

令和 5年3月8日

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 西 田 洋 二

夕張市監査委員 小 林 尚 文

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度市財務に係わる定期監査（水道事業会計を除く）を実施しましたので、その結果を夕張市監査基準第20条第1項に基づき、別紙のとおり報告いたします。

(夕張市監査事務局)



定期監査報告

1. 監査の結果に関する報告

- (1) 本監査は、夕張市監査基準第4条第1項第1号及び同条第2項に準拠し実施した。
- (2) 監査等の種類 地方自治法第199条第4項に基づく定期監査
- (3) 監査等の対象 令和3年度における市の財務会計とする。
- (4) 監査等の着眼点 合理的かつ効率的に執行されているかを着眼点とした。
- (5) 監査等の主な実施内容 契約書類等の監査及び関係職員からの内容聴取
- (6) 監査等の実施場所及び日程
実施場所 監査事務局
日 程 令和4年10月1日～令和5年2月28日
- (7) 監査等の結果
監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められた。
- (8) その他必要と認める事項 なし

2. 監査の結果に関する報告に添える意見

些細な書類の作成不備、基本的な事務執行に係わる起案文等の誤字、脱字、また、申請書等收受印の押印漏れ、など簡易的なミスは見られるが、全体的に概ね適正に処理されており、引き続き法令及び規則に則り適正な事務処理を行うよう願う。

3. 監査の結果に関する報告に係る勧告

なし

報告第5号

財政的援助団体の監査結果について

財政的援助団体の監査につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和5年3月22日提出

夕張市議会議長 大山修二

夕 張 第 8 号

令和5年 3月 8日

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 西 田 洋 二

夕張市監査委員 小 林 尚 文

令和4年度 財政的援助団体等の監査結果について

(令和3年度事務執行分)

地方自治法第199条第7項及び夕張市監査基準第4条第1項第6号の規定に基づき、市が補助金等の財政的援助を与えている団体及び団体事務要領による承認を受けている団体等について監査を実施いたしましたので、その結果について同条第9項及び同基準第20条第1項並びに同基準第23条の規定により別紙のとおり報告します。



財政的援助団体監査報告書

1. 監査の結果に関する報告

- (1) 本監査報告は、夕張市監査基準第4条第1項第6号に準拠し実施した。
- (2) 監査等の種類 地方自治法第199条第7項に基づく監査
- (3) 監査等の対象 令和3年度事務執行分 財政的援助団体

団体名	所管課
夕張市交通安全市民運動推進委員会 夕張市交通安全指導員の会	市民課 南支所
夕張市成人祭実行委員会	教育課 社会教育係

(4) 監査等の着眼点

合理的かつ効率的に執行されているかを着眼点とした。

(5) 監査等の主な実施内容

事業実施等関係書類の審査及び関係職員からの聴取

(6) 監査等の実施場所及び日時

実施場所 夕張市監査事務局

日程 令和4年8月1日～令和4年8月31日

(7) 監査等の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

(8) その他必要と認める事項 なし

2. 監査の結果に関する報告に沿える意見

些細な書類の不備は見られるが、概ね適正に処理されており、引き続き適正な事務処理を行うよう願う。

3. 監査の結果に関する報告に係わる勧告 なし

決議案第 1 号

閉会中の所管事務調査について

行政常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり決議する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

提出者	夕張市議会議員	君	島	孝	夫
	同	小	林	尚	文
	同	本	田	靖	人
	同	千	葉		勝
	同	熊	谷	桂	子
	同	高	間	澄	子
	同	今	川	和	哉

「別紙」

所 管 事 務 調 査

1 調査の目的

(1) 行政常任委員会

本市並びに他自治体の実態等を調査し、市政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態等を調査し、議会の円滑かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2 調査事項

(1) 行政常任委員会

① 行政全般に関する事項

(2) 議会運営委員会

① 議会運営に関する事項

② 議会規則、委員会条例等に関する事項

③ 議長の諮問に関する事項

3 調査の時期及び方法

令和5年4月30日までの閉会中に調査を行うこととし、その方法については、各委員会においてそれぞれ決定する。

4 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

以上のとおり決議する。

令和5年3月1日提出

夕 張 市 議 会